定　款

2026 年６月１日改定版

エレベーターコミュニケーションズ株式会社

第１章　総　則

（商　号）
第１条　当会社は、エレベーターコミュニケーションズ株式会社と称し、英文では、Elevator Communications Co., Ltd.と表示する。

（目　的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
（１）昇降機及びそれに関連した設備の保守管理業務
（２）建築物及びそれに付帯する各種設備の保守管理業務
（３）ソフトウェアの開発及び販売
（４）賃貸不動産経営
（５）インターネットを利用した通信販売業並びに情報提供の仲介
（６）電気通信設備及びこれに附帯する設備の開発、保守、販売又は賃貸並びに工事の請負
（７）電気通信事業のコンサルティング
（８）機械器具設置工事
（９）生命保険の募集及び損害保険業
(10) 古物営業法に基づく古物の売買
(11) 中古機械工具類の買取及び販売
(12) 前各号に附帯し、又は関連する一切の事業

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を東京都品川区に置く。

（機関）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
（１）取締役会
（２）監査役
（３）監査役会
（４）会計監査人

（公告の方法）
第５条　当会社の公告は、電子公告により行う。
２　事故やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は 758 万株とする。

（自己の株式の取得）
第７条　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）
第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利
（２）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利
（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募 集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）
第 11 条 当会社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（招集）
第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

（定時株主総会の基準日）
第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年５月 31 日とする。

（招集権者及び議長）
第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２　取締役社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）
第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）
第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２　会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）
第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
２　株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）
第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第４章　取締役及び取締役会

（員数）
第 19 条 当会社の取締役は、９名以内とする。

（選任方法）
第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。
２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３　取締役の選任決議は、累積投票の方法によらないものとする。

（任期）
第 21 条 取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　補欠又は増員により選任した取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）
第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
２　取締役会は、その決議によって取締役社長１名を選定するとともに、必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）
第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
２　取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）
第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）
第 26 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）
第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）
第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）
第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）
第 30 条 当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。
２ 当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第 423 条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第１項に規定する最低責任限度額とする。

第５章　監査役及び監査役会

（員数）
第 31 条 当会社の監査役は、４名以内とする。

（選任方法）
第 32 条 監査役は、株主総会において選任する。
２ 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）
第 33 条 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２ 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）
第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）
第 35 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２ 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議の方法）
第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）
第 37 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査役会規程）
第 38 条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定め

る監査役会規程による。

（報酬等）
第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）
第 40 条 当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。
２ 当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第１項に規定する最低責任限度額とする。

第６章 会計監査人

（選任方法）
第 41 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

（任期）
第 42 条 会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２ 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）
第 43 条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任免除）
第 44 条 当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、会計監査人との間に、同法第 423 条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第１項に規定する最低責任限度額とする。

第７章 計 算

（事業年度）
第 45 条 当会社の事業年度は、毎年６月１日から翌年５月 31 日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）
第 46 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年５月 31 日とする。
２ 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）
第 47 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 11 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第 48 条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２　　未払いの配当金には、利息をつけない。